

令和 2 ・ 3 年度  
紫波町物品の買入れ等  
競争入札参加資格審査申請の手引き

紫 波 町

# I 競争入札参加者の資格要件

## 1 競争入札に参加するための資格要件

紫波町における競争入札に参加する方の資格要件は、次のとおりです。

- (1) 営業又は事業に関し法律上許可、認可等が必要とされる場合において、その資格を有する者
- (2) 関係法令の規定による営業又は事業若しくは業務の停止並びに事務所の閉鎖処分を受けていない者
- (3) 審査基準日（令和2年1月31日となります。以下同じ。）において営業又は事業年数が1年以上ある者
- (4) 審査基準日の直前の営業又は事業年度において、競争入札への参加を希望する業務についての業務履行実績を有する者
- (5) 町税並びに法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していない者

## 2 資格審査の欠格要件

次の欠格要件に該当する方は、資格審査を受けることができません。

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 営業又は事業に関し、法令の規定による許認可、免許、登録等を必要とする場合において、当該許認可、免許、登録等を受けていない者
- (3) 紫波町暴力団排除条例（平成24年12月19日条例第30号）第2条各号に掲げる者  
ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。  
イ 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。  
ウ 暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又はこれらに準ずる者をいう。  
エ 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者をいう。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがある者、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがある者など経営状況が著しく不健全であると認められる者

- (5) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定に違反していない者であること。
- (6) 資格審査申請書の重要な事項について、虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかった者

## Ⅱ 申請にあたっての留意事項

### 1 一般的事項

- (1) 原則として会場での入札執行となりますので、入札公告や指名通知書に示した会場にお越しいただく必要があります。会場入札に来場することを前提として資格申請を行ってください。入札に来場する意思のない事業者は、登録自体を御遠慮ください。
- (2) 指名競争入札で指名された場合に、正当な理由なく欠席した場合は、指名停止等となる場合がありますので、注意願います。
- (3) 会社名・個人名等の記載については、登記簿等の記載に関わらず、常用漢字等で申請してください。
- (4) 申請者の都合を理由として、手引きと異なる運用は、紫波町では一切行いません。

### 2 資格の有効期間

名簿に名簿に登録された日から令和4年3月31日まで

### 3 申請にあたっての注意事項

- (1) 宅配便・メール便等は法令の規定により利用できません。重要な書類ですので簡易書留又はレターパックプラス（レターパックライトは使用不可）による郵送をお願いします。簡易書留・レターパックプラスについては、日本郵便株式会社のホームページ又はお近くの郵便局に確認をお願いします。  
なお、簡易書留又はレターパックプラスによる郵送以外の方法により送付された申請は受け付けせず、申請者のご負担でそのまま返送しますのでご了承ください。
- (2) 申請や添付書類等に虚偽の事項を記載し入札参加資格の認定を受けた者は、その資格を取り消します。
- (3) 法人が申請する場合には、申請の単位は法人単位となります。受任者（営業所・支店等）単位での申請は受け付けません。二重申請にならないように注意してください。  
※ここでいう委任とは、代表者から営業所等に入札、契約等の権限を委任することをいいます。単に入札書の提出を行う営業担当等のことではありません。
- (4) 提出書類は、資格審査のほか、入札参加者の選定、契約手続等に必要な書類となりますので、正しく作成し提出してください。また、資格審査申請書の提出後、申請内容に変更が生じたときは、変更届が必要となります。なお、届出方法については、別途お知らせします。

### Ⅲ 記載要領等

#### 1 申請者情報（基本情報）【様式第2号】

##### ア 本社（店）郵便番号、所在地住所

###### (1) 法人の場合

本社（本店）の所在地住所（登記されているとおりに記載）、商号又は名称及び代表者の職・氏名が正しく記載されていることを確認してください。また、提出する申請書は、所定の欄に実印を押印してください。

なお、営業している住所と現在事項全部証明書の住所が異なるときは、印刷した申請書には現住所を併せて記載してください。

###### (2) 個人の場合

営業の本拠の住所、商号又は名称及び代表者の氏名が正しく記載されていることを確認してください。また、申請書は、所定の欄に実印を押印してください。

##### イ 法人番号

法人番号は、国税庁が法人・団体等に割り当てた数字13桁の番号です。

現在事項全部証明書に記載されている番号は、先頭の1桁がない12桁になっています。13桁の法人番号が不明な場合は国税庁の法人番号検索サイトで確認してください。個人業者の場合は0（半角ゼロ）を13個記載してください。

法人番号検索サイト ⇒ <https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>

##### ウ 消費税法の規定による課税事業者、免税事業者の別

消費税法の規定による課税事業者、免税事業者の区分について、該当する区分を選択してください。

##### エ 障がい者雇用状況の報告の有無

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく障害者雇用状況報告は、企業全体の常用労働者（除外率により除外すべき労働者を控除した数）が45.5人以上の事業主が対象（義務）となります（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の方は、短時間労働者（0.5人で換算）となります。）。

この対象となる場合は「有」を、あてはまらない事業者は「無」を選択してください。義務のある業者は、令和元年6月1日現在の障害者雇用状況報告書の写しの提出が必要となります。

また、公共職業安定所に提出している令和元年6月1日現在における法定雇用障害者数の達成状況について「達成」または「未達成」を選択してください。

## オ 従業員数、従業員数のうち常時雇用人数、障がい者雇用人数

審査基準日（令和2年1月31日）における従業員数、常時雇用職員とし、法人にあっては常勤役員、個人にあってはその事業主を含んだ数を記載してください。

また、併せて障がい者の雇用人数について記載してください。

(7) 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく障害者雇用状況報告の義務が有る事業者（常用労働者数 45.5 人以上）は、令和元年6月1日現在の障害者雇用状況報告書から障がい者雇用人数（雇用状況報告書⑩）を記載してください。

(4) 障害者雇用状況報告の義務が無い事業者（常用労働者数 45.4 人以下）は、審査基準日現在において雇用している障害者の人数を記載してください。障害者を雇用している場合は、障害者を常時雇用していることを証する書類（身体障害者手帳の写し等、障害を証明できる書類及び保険証の写し等、雇用を確認できる書類）の提出が必要となります。

## カ 社会保険等への加入の有無

加入の有無等について該当するものを選択してください。任意加入である個人事業主の方も必ず記載してください。

社会保険・雇用保険の加入義務の有無は以下のとおりです。

### 【社会保険（健康保険・厚生年金）】

	労働者5人以上	労働者5人未満
法人事業所（労働者数に関わりなく）	強制適用	強制適用
以下を除く個人事業主	強制適用	任意適用
個人事業主（農業・漁業・一部のサービス業※）	任意適用	任意適用

※ 一部のサービス業…旅館、飲食、理美容、弁護士事務所、税理士事務所など

### 【雇用保険加入義務】

	労働者5人以上	労働者5人未満
法人事業所（労働者数に関わりなく）	強制適用	強制適用
以下を除く個人事業主	強制適用	強制適用
個人事業主（農業・漁業）	強制適用	任意適用

社会保険・雇用保険の仕組みや加入手続詳細についての御不明な点は、社労士または以下の窓口にご相談ください。お近くの窓口は以下のURLから確認できます。

【社会保険（健康保険・厚生年金）】 → 日本年金機構 <http://www.nenkin.go.jp/>

【雇用保険】 → 公共職業安定所（ハローワーク） <https://www.hellowork.go.jp/>

## キ ISO取得状況（ISO9000シリーズ又は14001）

国際標準化機構の規格ISO9000シリーズ又はISO14001の認証取得状況について有無を選択し、「有」の場合は取得年月日（例：2020/01/31）、認証機関及び登録番号を記載してください。

## 3 申請担当者情報【様式第1号】

申請内容に不備等がある場合、本欄に記載された連絡先に連絡します。全員が提出する必要がある、「様式第1号 競争入札参加資格申請書」の下部にある申請担当者欄に、実際の申請事務を担当する方の部署、氏名、連絡先等を記載してください。

※行政書士が申請図書を作成し又は代理で申請する場合は、申請書の「申請事務担当者」欄に、その職・氏名を記載し、押印してください。申請書の代表者実印の押印を省略する場合は、必ず代理人（行政書士等）の使用印を明らかにした代理申請に係る委任状（任意様式）をフラットファイルに綴り込んで送付してください。

## 4 行政書士情報

行政書士が申請書類の作成や代理申請を行う場合には、行政書士の氏名（例：行政書士 ○○ ○○）及び連絡先を申請担当者情報に記載してください。

## 5 営業所情報【重要：様式第2号】

営業所は、紫波町との契約にあたり、契約締結権限を委任しようとする営業所を、該当する市町の欄に記載してください。

### 【例】

- ・紫波町との契約にあたり、盛岡市にある営業所を委任先営業所とする場合には、「(1)盛岡市内の営業所名」に記載してください。
- ・盛岡広域市町以外に所在する営業所を委任先営業所とする場合には、「(9) 盛岡広域市町以外に所在する営業所で、盛岡広域市町との契約締結権限を有する営業所①」に記載してください。

※紫波町では同一人間での契約権限の委任を認めていません。

（認められない例：取締役 盛岡 太郎 ⇒ 取締役盛岡営業所長 盛岡 太郎）

## 6 暴力団排除に係る役員名簿【様式第4号】

法人にあっては、登記されているすべての役員（監査役を含む。）、個人にあっては、その者（事業主）について、記載してください。

記載された個人情報、岩手県警察本部に暴力団等の照会を行う目的のみに使用し、その他の目的には使用しません。

また、役員一覧については、現在事項全部証明書と一致しているか確認してください。

## 7 資本関係・人的関係【様式第5号】

下記(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、(4)で示す該当する事項を記載してください。ただし、下記に該当する事業者であっても、紫波町に登録申請を行わない業者については、記載の必要はありません。

他業者との資本関係・人的関係がない場合は、該当がないものとして「無」を選択してください。

### (1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ア 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定による子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）との関係にある場合

イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

### (2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

ア 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(ア) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- a 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- b 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- c 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- d 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役



- (イ) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
  - (ウ) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
  - (エ) 組合の理事
  - (オ) その他業務を執行する者であって、(ア)から(エ)までに掲げる者に準ずる者
- イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合  
 組合とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (4) 本欄で入力が必要とする項目は、次のとおりです。

	資本関係	人的関係	協同組合員
関係種別	○	○	○
商号・名称	○	○	○
郵便番号	○		○
所在地	○		○
氏名		○	
役職		○	
TEL	○		○
兼任先役職		○	

※協同組合の方は、本欄への入力は不要ですが、組合員名簿の提出をお願いします。

## 8 経営情報【様式第6号】

### ア 自己資本額

【法人】 審査基準日（令和2年1月31日）における、資格審査基準日の直前2事業年度分の貸借対照表から、「純資産の合計」を千円単位（千円未満は切り捨て）で記載してください。

【個人】 審査基準日（令和2年1月31日）における、資格審査基準日の直前2事業年度分の青色申告の貸借対照表の「事業主借勘定」、「元入金」と「青色申告特別控除前の所得金額」の合計額から、「事業主貸勘定」を差し引いた額を千円単位（千円未満は切り捨て）で記載してください。

## イ 流動資産

【法人】 審査基準日（令和2年1月31日）における、資格審査基準日の直前2事業年度分の貸借対照表から、「流動資産額」を千円単位（千円未満は切り捨て）で記載してください。

【個人】 審査基準日（令和2年1月31日）における、資格審査基準日の直前2事業年度分の貸借対照表を参考に、現金、預金、受取手形、売掛金、有価証券、棚卸資産、前払金、短期貸付金及びその他の流動性資産を合計した額を千円単位（千円未満は切り捨て）で記載してください。

## ウ 流動負債

【法人】 審査基準日（令和2年1月31日）における、資格審査基準日の直前2事業年度分の貸借対照表から、「流動負債額」を千円単位（千円未満は切り捨て）で記載してください。

【個人】 審査基準日（令和2年1月31日）における、資格審査基準日の直前2事業年度の貸借対照表を参考に、支払手形、買掛金、短期借入金、未払金、前受金、預り金及びその他の流動性負債を合計した額を千円単位（千円未満は切り捨て）で記載してください。

## エ 固定資産

審査基準日（令和2年1月31日）における、資格審査基準日の直前2事業年度分の貸借対照表から、「固定資産額」を千円単位（千円未満は切り捨て）で記載してください。

## オ 固定負債

審査基準日（令和2年1月31日）における、資格審査基準日の直前2事業年度分の貸借対照表から、「固定負債額」を千円単位（千円未満は切り捨て）で記載してください。

## カ 資本金

【法人】 審査基準日（令和2年1月31日）における、資格審査基準日の直前2事業年度分の次の金額を千円単位（千円未満は切り捨て）で記載してください。

- ・株式会社、有限会社 : 現在事項全部証明書の資本金
- ・合資会社、財団・社団法人 : 貸借対照表の資本金額



- (1) 「直前事業年度実績額」欄は会社全体の売上高のうち希望する大分類ごとの売上高を記入してください（概数で可）。売上高が無い場合、その分野の登録はできません（売払いを除く）。

※ 委託、役務分野は、原則として下請負を禁止しています（親子会社や関連会社間であっても、認めておりません）。ただし、受注業務のうち一部の専門的な業務は、例外的に下請負を認める場合がありますが、この場合であっても、主要部分の下請負は一切認めません。したがって、原則として自らが業務を履行できない場合には、登録を認めませんので、注意してください。

## ＜手順２＞ 添付書類の作成

提出書類一覧表を確認のうえ、申請に必要な書類を作成してください。

### No.1 競争入札参加資格審査申請書【様式第1号:全員提出】

記載内容に誤りがないことを確認し、実印を押印のうえ提出してください。

なお、営業している住所と現在事項全部証明書の住所が異なるときは、登記上の住所と、現住所を併せて記入してください。

### No.2 競争入札参加資格審査申請書【様式第2、4～6、7号】

本手引き5～12ページを確認のうえ指定の様式を用い作成してください。

### No.3 暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団の構成員と密接な関係を有する者に 該当しない旨の誓約【様式第3号:全員提出】

- (1) 誓約の内容を確認し、申請者の住所（所在地）、商号又は名称、代表者の職・氏名を記入してください。
- (2) 申請者の欠格要件に該当しないことを確認するため、暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しない旨、誓約していただきます。
- (3) 本誓約の提出がない場合は、申請を受け付けません。
- (4) 該当の有無を確認するため、追加資料の提出を求める場合があります。
- (5) 該当の有無を確認するため、本誓約及び競争入札参加資格審査申請書その他提出された書類の全部又は一部（書類の記載内容の抜粋を含む。）を岩手県警察本部に提供する場合があるので、了解のうえ申請してください。
- (6) 岩手県警察本部への照会の結果、該当することが判明した場合は、競争入札参加資格に登載しません。

### No.4 委任状【様式第8号:該当者のみ提出】

- (1) 代表者が、支店長、営業所長等、特定の方に継続的に契約権限を委任する場合に、様式第8号により委任状を作成し提出してください。
- (2) 委任に当たっては、復代理人の選任から請負代金の請求並びに受領等、契約に関する一連の事項が分割されることなく、同一の方に委任してください。
- (3) 社印（社判・角印）等の契約権限を有する方を特定できない印は使用できません。  
受任者の個人印（名字のみ等）は使用することができます。
- (4) 人事異動等により、申請後に受任者の変更があった場合は、速やかに委任状を作成のうえ提出してください。

(5) 原則として、同一人間での契約権限の委任は認めません（認められない例：取締役 盛岡 太郎 ⇒取締役盛岡営業所長 盛岡 太郎）。

#### No. 5 使用印鑑届【様式第9号:該当者のみ提出】

代表者が、入札、契約等の権限を第三者に委任しない場合で、実印と異なる印鑑を使用印鑑とする場合のみ提出してください。委任状（様式第8号）を提出する場合は、使用印鑑届は作成不要です。

なお、社印（社判・角印）等の契約権限を有する方を特定できない印は使用できません。

#### No. 6 （申請業務に係る）営業（業務）実績調書【様式第10号:該当者のみ提出】

(1) 平成30年及び令和元年（審査基準日前2年分）において、盛岡広域市町及びその他の官公庁、民間事業者に対する契約実績を記入してください。

なお、受任している場合でも会社全体の実績を記載してください。実績が多数ある場合は、別紙添付とせず、主なもののみ記載してください。実績がない場合は「なし」と記入してください。

(2) 官公庁との契約実績のない方も申請・登録は可能ですが、実際の契約時に市に入札保証金・契約保証金が必要となります。

●官公庁に該当するもの

- ・国（公団を含む。）
- ・地方公共団体（都道府県、市区町村、全部（一部）事務組合）

●官公庁に該当しないもの

- ・国や地方自治体の関係する観光協会、社会福祉協議会、商工会議所・商工会などの法人
- ・公益（一般）財団（社団）法人
- ・社会福祉法人、特定非営利活動法人など

(3) 実績がある場合、金額及び取引先等の不開示は認めません。記載がない場合は、記入漏れとして補正を求めることとし、申請期限までに補正されない場合は、申請自体に不備があるものとして資格認定を行うことができませんので、注意願います。

#### No. 7 印刷設備調書【様式第11号:該当者のみ提出】

印刷分野に登録を希望する方のみ、印刷機器の所有状況と取扱可能な品目を記入して提出してください。

#### **No.8 現在事項全部証明書（個人の場合は身分証明書）（写し可）**

申請書提出日の直前3か月以内に発行された登記事項証明書又は身分証明書の写しを提出してください。

- (1) 法人の場合 本店の所在地を管轄する法務局が発行する現在事項全部証明書
- (2) 個人の場合 本籍地の市区町村発行の身分証明書

#### **No.9 印鑑証明書（原本に限る。）**

申請書提出日の直前3か月以内に発行されたもの

- (1) 法人の場合 法務局が発行
- (2) 個人の場合 住民登録をしている市区町村が発行

#### **No.10 障害者雇用状況報告書**

- (1) 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく、障害者雇用状況報告の義務がある（常用雇用者数45.5人以上）場合は、公共職業安定所に提出した令和元年6月1日現在の障害者雇用状況報告書（厚生労働省告示 様式第6-1号）の写しを提出してください。
- (2) (1)に該当しない場合で障害者を雇用している場合は、障害者を常時雇用していることを証する書類（身体障害者手帳等、障害を証明できる書類及び保険証の写し等、雇用を確認できる書類）又はその写しを提出してください。

#### **No.11 営業又は事業に関し必要な許可、認可等を受けていることを証明する書類**

（写し可）

別表2（32、33頁）「許認可等の例」を参考に、希望営業種目が営業するに当たり許可、認可、登録、免許等を必要とするものである場合には、それを証明する書類又はその写しを提出してください。

個人資格については、代表する1名分のみの証明書1部ずつの提出で構いません。

#### **No.12 未納が無いことの証明書（市町税、国税）**

- (1) 国税の納税証明書（写し可）

次の内容書類について、申請書提出日の直前3か月以内に発行された直近1年分又は1事業年度の納税証明書又はその写しを提出してください。

法人：納税証明書その3の3（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないこと。）

個人：納税証明書その3の2（「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」に未納の

税額がないこと。)

### **No.13 計算書類（写し可）**

#### (1) 法人の場合

- ア 資格審査基準日の直前2事業年度分の貸借対照表
- イ 資格審査基準日の直前2事業年度分の損益計算書
- ウ 資格審査基準日の直前2事業年度分の株主資本等変動計算書

#### (2) 個人の場合

- ア 資格審査基準日の直前2事業年度分の収支計算に関する書類
- イ 資格審査基準日の直前2事業年度分の貸借対照表等、自己資本が確認できる書類。

なお、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本変動等計算書）の全部又は一部非開示は認めておりません。黒塗り等で提出することはできませんので、注意してください。

### **No.14 営業の事実を証明する書類（個人の場合のみ必要）（写し可）**

仕入伝票、売上传票等、営業の事実を証明する書類の写しを提出してください。

### **No.15 受付票返信用封筒**

角形2号を使用し、受領先の住所及び宛名を記入の上、140円郵便切手を貼付したものを1通提出してください。フラットファイルに綴らずに提出してください。

### **No.16 資格審査結果通知用封筒**

長形3号を使用し、受領先の住所及び宛名を記入の上、84円郵便切手を貼付したものを提出してください。フラットファイルに綴らずに提出してください。

### **No.17 競争入札参加資格審査申請書提出書類チェックリスト（受付整理票）**

全ての提出書類を準備した後、提出前にもう一度、このチェックリストにより各提出書類の作成内容を確認してください。チェックリストは、資格審査申請書の受付時に整理票としても使用しますので、作成内容の確認後、他の提出書類と併せて必ず提出してください。（太枠内の申請者欄に、チェック✓又は該当するものに○をしてください。）

### **No.18 委任先代表者に係る住所確認票**

委任状を提出する方は、必ず提出してください。

※紫波町町税等の滞納者に対する行政サービスの制限措置に関する条例及びその規則に



に基づき、法人及び代表者の町税等の納付状況の確認を行うため提出していただくものです。

※代表者住所については、同姓同名の方がいる場合、個人を特定するために記載していただくものです。

別表 1

## 大企業と中小企業の区分

(官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律関係)

企業の主たる業種に応じ、下表の「資本の額又は出資の総額」若しくは「常時使用する従業員数」のいずれかに該当する場合は中小企業に分類されます。

番号	業種	資本の額又は出資の総額	常時使用する従業員数
1	製造業等（製造業、建設業、運輸業その他の業種、番号2以下に掲げる業種を除く。）	3億円以下	300人以下
2	卸売業	1億円以下	100人以下
3	サービス業	5千万円以下	100人以下
4	小売業	5千万円以下	50人以下
5	ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
6	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
7	旅館業	5千万円以下	200人以下
8	事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会	構成員たる事業者の3分の2以上が上記番号1～7に該当するもの。	
9	企業組合、協業組合	全部	

別表 2

## 許認可等の例

記載したものは、営業に関して必要な許可等の例示です。以下に表示のない営業種目であっても、許認可等を必要とするものについては、許認可を受けていることの書類の写しを提出してください。

取扱品名及び業務名	許可・認可・登録・免許等の名称
車両用揮発油の販売	揮発油販売業登録通知書
石油製品の販売	石油製品販売業開始届又は石油製品販売業者之証
高圧ガスの販売	高圧ガス販売事業届
液化石油ガスの販売	液化石油ガス販売事業登録（通知書）
電力	一般電気事業許可証又は特定規模電気事業許可証又は卸電気事業許可証
第1類～第6類危険物貯蔵取扱所	危険物取扱所許可証
計量・計測機器の販売	特定計量器販売事業届出書又は指定製造業者指定書
猟銃等の販売	猟銃等販売業許可証
医療用機械器具の販売	医療機器製造販売業許可証又は高度管理医療機器等販売業許可証
医薬品の販売	医薬品販売業許可証等
動物用医薬品の販売	動物用（高度）管理医療機器販売・賃貸借許可証
農薬の販売	農薬販売業届
肥料の販売	肥料販売業務開始届出書
毒物又は劇物の販売	毒物・劇物販売業登録票
麻薬の販売	麻薬卸売業者免許証
覚せい剤の販売	覚せい剤原料取扱者指定証
消毒用アルコール類の販売	アルコール販売事業許可書
火薬類の販売	火薬類販売営業許可証
工業薬品の販売	毒物・劇物販売業登録票
食料品の製造及び販売	食品営業許可証又は食品衛生法許可
米穀類の販売	米穀小売業届出
酒類の販売	一般酒類小売業免許
家畜の販売	家畜商免許証
建物等の警備業務	警備業認定証、営業所設置等届出、機械警備業務開始届
建物の清掃業務	建築物清掃業登録証明書（未登録でも業務は可能）
建物の貯水槽の清掃業務	建築物飲料水貯水槽清掃業登録証明書
浄化槽の清掃業務	浄化槽清掃業許可証
浄化槽の保守業務	浄化槽保守点検業者登録
建物の衛生的環境管理（軽易）	建築物環境衛生一般管理業登録証明書
し尿浄化槽の保守点検業務	し尿浄化槽保守点検業者名簿登載済証
電気設備保全業務	電気主任技術者免状又は電気工事士免状
消防設備保守点検業務	消防設備業届出証又は甲種・乙種消防設備士免許証
昇降機の保守点検	昇降機検査資格者登録証

取扱品名及び業務名	許可・認可・登録・免許等の名称
自動ドアの保守点検	自動ドア施工技能士
一般廃棄物の運送・運搬業務	一般廃棄物収集運搬業許可証
一般廃棄物の処理業務	一般廃棄物処分業許可証
産業廃棄物の運送・運搬業務	産業廃棄物収集運搬業許可証
産業廃棄物の処理業務	産業廃棄物処分業許可証
自動車運転業務	自動車運送業免許証又は自動車運送取扱業登録証
貸切バス運行	一般旅客自動車運送事業許可（免許）
建物飲料水の水質検査業務	建築物飲料水水質検査業登録証明書
建物内空気等環境測定業務	建築物空気環境測定業登録証明書
農作物の病虫害防除業務	防除業届出の受理通知書
建物内のねずみ等防除業務	建築物ねずみこん虫等防除業登録証明書
クリーニング業務	クリーニング所開設検査確認証
人材派遣	一般労働者派遣業許可又は特定労働者派遣事業届
不動産の鑑定評価業務	不動産鑑定業登録証
自動車の修理	普通・小型・軽自動車分解整備事業認定書
不用品処分、金属・非鉄等の買受	金属くず取扱業居商届済証又は古物商許可証
リサイクル	古物商許可証
車両借入れ	自家用自動車有償貸渡許可書
医療機器借入れ	高度管理医療機器販売賃貸業許可証又は管理医療機器販売賃貸業届書